

相続分譲渡について（説明書）

1 裁判所へ提出する書類

- (1) 相続分譲渡届出書
- (2) 相続分譲渡証書(必要事項の記入の他、譲渡人と譲受人の両方の記名・押印のあるもの)
- (3) 即時抗告権放棄書(必要に応じて裁判所に提出してください。)
- (4) 印鑑登録証明書(相続分譲渡人のもの。コピー不可。)

2 提出方法

- (1) 相続分の譲渡を希望される相続人の方は、以下の点を参照の上、上記1(1)、(2)の書類に必要事項を記入してください。(「相続分譲渡届出書」と「相続分譲渡証書」の両方にご記入ください。)

相続分譲渡届出書等の書類の「申立人」「相手方」、被相続人の氏名欄等は、申立書や事務連絡等に記載された申立人・相手方、被相続人の氏名等を確認してください。

- (2) 「相続分譲渡人」は、「相続分譲渡届出書」と「相続分譲渡証書」の両方に署名押印してください。「相続分譲渡人」の押印は、必ず実印でしてください。
(※認印ではなく、必ず印鑑登録証明書と同じ印を使用してください。)
- (3) あなた(相続分譲渡人)が排除決定に対して、不服を申し立てない場合は、上記1(3)の「即時抗告権放棄書」に必要事項を記入して提出してください。(後記3(1)のとおり)
(※認印ではなく、必ず印鑑登録証明書と同じ印を使用してください。)
- (4) 「相続分譲受人」に「相続分譲渡証書」に署名・押印をしてもらってください。
- (5) 以上が終わりましたら、「相続分譲渡人」の印鑑登録証明書を1通添付して裁判所へ提出してください。

3 注意事項

- (1) 上記書類が提出されると、裁判所が、「排除決定」(審判につき家事事件手続法43条1項、調停につき同法258条1項、43条1項)という決定をします。

排除決定がされると、あなたは本件遺産分割手続の当事者ではなくなり、今後の期日にも出席する必要はなくなります。ただし、特に必要がある場合には、相続分を譲渡しても、排除決定をせず、引き続き手続に関与していただくこともあります。このような場合には、以後の期日に家庭裁判所に出頭していただく可能性があります。

なお、あなたには、この排除決定に対して不服を申し立てる権利(即時抗告権)があり、不服を申し立てることができる期間が経過するまでは排除決定は確定しません。あなたが速やかに当事者ではなくなるには、この即時抗告権を放棄するという方法があります。即時抗告権を放棄する場合は、上記1(3)の「即時抗告権放棄書」も提出してください。

- (2) 相続分を譲渡された場合、あなた(相続分譲渡人)の相続分に応じて、譲り受けられた人(相続分譲受人)の相続分が増えることになります。

ご不明な点につきましては、担当書記官にお問い合わせください。

事件番号： 平成・令和 年（家 ）第 号 遺産分割申立事件
被相続人：

京都家庭裁判所 支部 御中
申立人 _____ 外__名
相手方 _____ 外__名

相 続 分 譲 渡 届 出 書

私は、自己の相続分を、(氏名)_____に
譲渡しましたので、相続分譲渡証書を添付のうえお届けします。つきましては、本
手続の当事者ではなくなる裁判(排除決定)がなされても異議ありません。

令和_____年_____月_____日

住 所_____

(相続分譲渡人署名)

氏 名_____



事件番号： 平成・令和 年（家 ）第 号 遺産分割申立事件
被相続人：

相 続 分 譲 渡 証 書
(太枠内について記入・押印してください。)

住所	
譲渡人(以下「甲」という。)	

住所	
譲受人(以下「乙」という。)	

甲は、乙に対し、本日、被相続人亡

(平成・令和 年 月 日死亡)

の相続について、甲の相続分全部を譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

令和 年 月 日

甲 (署名)

乙 (署名)



※ 必ず、相続分譲渡人本人の「印鑑登録証明書」を添付してください。

事件番号： 平成・令和 年（家 ）第 号 遺産分割申立事件
被相続人：

京都家庭裁判所 支部 御中
申立人 _____ 外__名
相手方 _____ 外__名

即時抗告権放棄書

上記遺産分割申立事件について、御庁の排除決定に対し、同決定を受けた私は即時抗告をする権利を放棄します。

令和 年 月 日

(署名)
氏名 _____



相続分譲渡証書
(太枠内について記入・押印してください。)

住所

京都市左京区下鴨宮河町1番地

譲渡人(以下「甲」という。)

京都 次郎

住所

堺市堺区南瓦町2番28号

譲受人(以下「乙」という。)

京都 花子

甲は、乙に対し、本日、被相続人亡

京都 梅子

平成令和 ●●年 ●●月 ●●日死亡)

の相続について、甲の相続分全部を譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

令和●●年3月31日

本人が記入

譲渡人は実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付

甲

京都 次郎

実印

乙

本人が記入

京都 花子

印

※ 必ず、相続分譲渡人本人の「印鑑登録証明書」を添付してください。